

情報通信行政・郵政行政審議会 有線放送部会（第12回）議事概要

1 日 時

平成23年6月20日（月）17時30分～17時51分

2 場 所

第1特別会議室（8階）

3 出席者（敬称略）

(1) 委 員

根元義章（部会長）、大谷 和子（部会長代理）、岡村 久道、
小松 尚久、長田 三紀、根岸 哲、山下 東子 （以上7名）

(2) 総務省

田中情報流通行政局長、稲田官房審議官、大橋情報流通行政局総務課長、
奈良放送政策課長、佐々木衛星・地域放送課長、丸山地域放送推進室長、
坂中衛星・地域放送課技術企画官

(3) 事務局

岡田情報流通行政局総務課課長補佐

4 議 題

諮問事項

- (1) よさこいケーブルネット株式会社から申請された再送信同意に係る裁定に関する審議【諮問第2004号】（非公開にて審議）

審議の結果、テレビせとうち株式会社は、同社のテレビジョン放送をよさこいケーブルネット株式会社が再送信することに同意しなければならないとは認められない旨の裁定をすることが適當、との答申をした。

【内容】

諮問第2004号の裁定に係るもの。

- (2) 山口ケーブルビジョン株式会社から申請された再送信同意に係る裁定に関する審議【諮問第2005号】（非公開にて審議）

審議の結果、九州朝日放送株式会社、株式会社福岡放送、RKB毎日放

送株式会社及び株式会社TVQ九州放送は、各社のテレビジョン放送を山口ケーブルビジョン株式会社が再送信することに同意しなければならない旨の裁定をすることが適当、との答申をした。

【内容】

諮問第 2005 号の裁定に係るもの。

(3) 美祢市から申請された再送信同意に係る裁定に関する審議【諮問第 2006 号】（非公開にて審議）

審議の結果、平成 23 年 3 月 30 日付けで申請のあった総務大臣の裁定に係る申請については、有線テレビジョン放送法第 13 条第 3 項の「協議が調わず、又はその協議をすることができないとき」に該当しないため、拒否処分とすることが適当、との答申をした。

【内容】

諮問第 2006 号の裁定に係るもの。

担当：総務省情報流通行政局総務課審議会係 丸山、高橋
電話 03-5253-5694
FAX 03-5253-5714
メール ip-council@soumu.go.jp